



# 海外進出 プラクティス・ グループ ニューズレター Vol. 13

## 集中連載 合弁契約の実務 第1回

弁護士 赤塚 洋信

海外直接投資においては、独資で進出する場合がありますが、現地のパートナー企業と合弁会社を持つことも多くみられます。その場合、合弁会社の組織や運営に関する取り決めとして現地のパートナー企業と合弁契約を締結することになるはずですが、そこで、本号から複数回に亘って現地企業との合弁契約に関して実務上留意すべきポイントを解説して参ります。

### なぜ合弁をするのか

合弁契約の個別の条項を検討する前に、あるいは検討に際しての不可欠の前提として、なぜその合弁をするのかを確認しておきたいと思います。合弁をする理由は様々です。パートナーの現地でのリソース(工場、人材、販路)の活用、出資の負担の分担、行政の許認可取得、現地ビジネスの経験、といったことを総合的に考慮して合弁が選択されることが多いと思われます。これは、言い換えれば現地パートナーの合弁への貢献であり、日本企業から見て相手方に期待する事項といえます。これに対し、日本企業からは技術やノウハウ、事業資金、重要部品の供給等が合弁への貢献となることが多いと思われます。

## Contents

集中連載 合弁契約の実務 第1回	-----1
インド：リーガルアップデート -2013 年会社法の一部条文 の非公開会社への適用除外 に関する 2015 年 6 月 5 日付 インド企業省通知	-----2
インド最高裁長官訪問記	-----3

小島国際法律事務所  
〒102-0076 東京都千代田区五番町  
2-7 五番町片岡ビル 4 階  
TEL: 03-3222-1401  
FAX: 03-3222-1405  
MAIL: [newsletter@kojimalaw.jp](mailto:newsletter@kojimalaw.jp)  
URL: [www.kojimalaw.jp](http://www.kojimalaw.jp)

## 出資比率

合弁の理由、各当事者がどのような価値を合弁にもたらすかによって合弁の基本的な構造や力関係が定まるといえます。

出資比率を定めるにあたって、対等の精神という観点から（あるいは特に深い理由はなく）、50:50 あるいは 51:49 としているケースが見られます。言うまでもなく出資比率やそれに伴う出資額については予算との兼ね合いも考えなければなりません。基本的な考え方としては合弁への貢献の大きさを基準として出資比率を検討すべきです。

例えば、日本企業側が合弁会社の製造する製品の中核となる技術を供与する場合、日本企業側の出資比率を高め、当該合弁会社が生む利益を多く享受できるようにします。そのようなケースで 50:50 の出資比率としてしまうと、貢献の度合いに比して少ない利益の配分しか得られないこととなります。上記の例のように技術を出す場合には技術援助のロイヤリティーの形で対価を得ることも可能ですが、現地パートナーはロイヤリティーを低くするよう要求するでしょうし、税務上の制約もあります。やはり貢献の度合いが大きければそれに見合うリターンが得られるよう出資比率を高く設定するのが基本的な考え方と思われます。



## 重要事項の決議

合弁会社の過半数の株式を有する当事者は、通常の場合の会社法のルールから言えば普通決議事項を単独で可決できるはずですが、しかし、それではマイノリティとなる相手方の意

向が反映されず不都合が生じることから、通常、合弁契約には一定の重要事項については両当事者の合意で決定するとの定めが置かれます（拒否権ないし Veto 等）。これは出資比率に応じた議決権を修正する定めであり、合弁契約の中核的な内容の一つであるといえます。合弁契約において重要事項をどのように定めるかについてはマジョリティとマイノリティの利害が対立します。一般に、マジョリティの側としてはかかる定めをより少なくしたいと考え、マイノリティではその逆となります。また、合弁契約上の重要事項でない項目についても、実務ではマイノリティ側の当事者と合意ベースで進めていかざるを得ないケースが多いと思われます。したがって、合弁においては、特にマジョリティの側において出資比率に応じた議決権は相当程度制約を受けると考えておく必要があります。

なお、タイやインドでは、株主総会の決議方法として、出資比率に応じた決議方法ではなく、株主の頭数（1 人 1 議決権）で決議するのが原則的な方法とされています。このような国で合弁会社を設立する場合、総会の決議において日本側が不利にならないような手当てが必要となります。

## 取締役の構成

取締役をどちらの当事者が何人出すかという点については、出資比率を反映するような人数比率で定められることが通常であると思われます。合弁契約では、契約で定められた内容に従って相手方の取締役が選任されるように議決権を行使すべき旨の定めが置かれます。

日本企業においては、現地駐在員ではなく、普段は日本の本社に勤務する役職員が海外の合弁会社の取締役を兼務することがあります。このような兼務取締役の場合、現地で開催される取締役会に毎回出席することは困難です。そのため、取締役会における取締役の人数構成が合弁契約の定めよりも日本側に不利になってしまうリスクがあることに注意が必要です。このことは議決の際の人数に影響することはもちろん、取締役会や重要な会議における議論の方向性にも少なからず影響すると思われます。また、合弁会社における日本人取締役は、合弁会社の運営を主たる業務とし

つつ、合弁相手との関係では親会社の窓口ないし代表として交渉を担当することが多々あります。これは 100%子会社の取締役にはない役割です。したがって、合弁会社の取締

役の人選においては、このような合弁会社特有の役割も果たすことができるような適任者を慎重に検討する必要があると思われま。 (第 2 回に続く)

## リーガルアップデート : インド

### -2013 年会社法の一部条文の非公開会社への適用除外に関する 2015 年 6 月 5 日付インド企業省通知- 弁護士 布川 俊彦

インド企業省 (Ministry of Corporate Affairs) は、2015 年 6 月 5 日、インド 2013 年会社法の一部条文について、非公開会社への適用を除外し、又は部分的に修正のうえ非公開会社へ適用する旨の通知を公表しました (以下「本通知」といいます。)。非公開会社への適用が除外される条文、部分的に修正のうえ非公開会社に適用される条文には、会社法上のコンプライアンスの観点から重要な規定 (例えば関連当事者取引規制、株主総会の手続規制など) がいくつも含まれています。本通知により、会社のコンプライアンス対応の負担の観点からは、公開会社よりも非公開会社の方が便宜であることがより一層明確になったといえます。

#### 2013 年会社法における非公開会社の扱い

1956 年会社法は、株主総会の手続規制等の規定について、非公開会社については附属定款で別段の定めができる等の除外規定を置いていました。しかし、2013 年会社法は、1956 年会社法のような非公開会社に対する適用除外規定を置いていません。その結果、2013 年会社法では、非公開会社についてもコンプライアンス規制が広く及ぶことになりました。そのため、関係各方面から、インド政府に対し、2013 年会社法の一部条文の非公開会社への適用除外を認めるよう要請がなされてきました。

今回の本通知は、かかる要請を受けて、2013 年会社法の一部の条文の非公開会社への適用を除外し、又は修正のうえ適用することとしたものです。

#### 本通知の内容

以下、本通知の主な内容を紹介します。なお、以下の説明は、本通知より非公開会社への適用が除外される条文、修正のうえ適用される条文の一部を紹介するものであることをあらかじめお断りします。本通知の詳細については、ぜひ原文をご参照下さい。

##### • 関連当事者取引規制 (2013 会社法 188 条)

本通知により、非公開会社の親会社、子会社、関連会社、親会社を共通にする別の子会社は、関連当事者 (related party) にはあたらないとされました。したがって、非公開会社が、その親会社や子会社と取引する場合には、関連当事者取引規制が及ばず、取締役会や株主総会の承認は不要になります。

##### • 発行可能な株式の種類 (2013 年会社法 43 条)

2013 年会社法上、会社が発行できる株式の種類は資本株式と優先株式の 2 種類に限られています。しかし、本通知により、非公開会社については、定款で定めることにより、上記 2 種類以外の株式も発行することができるようになりました。

**・議事録の届出義務(2013 年会社法 117 条)**

2013 年会社法上、すべての会社は、所定の事項に関する株主総会議事録、取締役会議事録を会社登記局に届け出ることが義務付けられています。しかし、本通知により、非公開会社については、かかる届出義務が課されないこととなり、非公開会社の負担が軽減されています。

**・監査役の資格要件(2013 年会社法 141 条 3 項 g)**

2013 年会社法上、監査役は、20 社を超えて監査役を兼任することはできないとされています。しかし、本通知により、払込済資本 10 億ルピー未満の非公開会社等は、兼任禁止の対象となる 20 社にはカウントされないことになりました。したがって、払込済資本 10 億ルピー未満の非公開会社であれば、監査役の兼任禁止規制は及ばなくなりました。

**・取締役会の権限の制限(2013 年会社法 180 条)**

2013 年会社法上、取締役会が事業の全部譲渡等の重要事項を実施する場合には、株主総会の特別決議が必要であるとされています。しかし、本通知により、非公開会社については、このような規制が及ばないこととなりました。したがって、非公開会社においては、取締役会は、株主総会の特別決議なく事業の全部譲渡等を実施できることとなります。

**・利害関係取締役の決議への参加(2013 年会社法 184 条 2 項)**

2013 年会社法上、利害関係取締役は、取締役会の審議に参加できないとされています。しかし、本通

知により、非公開会社については、利害関係取締役も取締役会の審議に参加できるようになりました。

**・主要経営層役員職員の任命・報酬条件に関する規制(2013 年会社法 196 条 3 項)**

2013 年会社法上、主要経営層役員職員については、居住要件(2013 年会社法別紙 V)や報酬(2013 年会社法 197 条)について様々な規制があります。しかし、本通知により、非公開会社についてはかかる規制が及ばないことになりました。

**・株主総会に関する諸手続規制(2013 年会社法 101 条乃至 107 条、109 条)**

本通知により、非公開会社については、2013 年会社法の株主総会に関する諸手続規制について、附属定款に別段の定めを設けることができるようになります。具体的には、招集通知(2013 年会社法 101 条)、招集通知の添付書類(2013 年会社法 102 条)、定足数(2013 年会社法 103 条)、議長(2013 年会社法 104 条)、代理人(2013 年会社法 105 条)、議決権の制限(2013 年会社法 106 条)、挙手による決議(2013 年会社法 107 条)、投票(2013 年会社法 109 条)に関する規定が、非公開会社については強行規定ではなくなり、附属定款で別段の定めができるようになります。これにより、1956 年会社法同様、非公開会社については、附属定款に株主総会は投票により議決権数に基づいて決議するとの規定を置くことができるようになります。

## インド最高裁長官訪問記

### 弁護士 小島 秀樹

インド第 39 代最高裁長官を務めたアルタマス・カビール氏(Altamas Kabir)を、就任の数か月前、彼の執務室近くの会議室に訪問の機会を得たのは 2012 年 2 月のこ

とであった。私が設立に関わった IPBA(環太平洋法曹協会)という日本発の国際法曹団体の年次総会が首都ニューデリーで開かれた機会であった。入室前の入念なボ

ディチェックを経て、構内建物へのアクセスが許されるなど、インドの治安状況を顕す安全対策であった。

私が日本から来た弁護士故か、大変快活且つオープンに接してくれた。カビール氏の経歴は、西ベンガル出身で1990年にカルカッタ・ハイ・コートの裁判官就任までは、1973年に弁護士資格を得てから、弁護士としてキャリアを積んでいる。ベンガル語は、多くのインド人が母語とするヒンズー語からは少数派である。法律が英語で書かれており裁判も英語で行われるインド、と思っていたが、必ずしも英語のみではないとのこと。地方の裁判所では、その地域の言語での裁判も行われており、最高裁に上訴される際には、全て英語の翻訳も提出される。また最高裁判事の中にその言語を母語とする者がおり、言語で困ることはない、とのことであった。彼がベンガル人であることから、チャンドラ・ボースの事を尋ねると、「オー！ネタジー！」と、ボースのニックネームが飛び出し、やや親しげな表情になった。ボースはインド国民軍最高司令官として、英国の植民地からインドを独立させようとした人物である。第二次大戦中の日本は英国と戦っており、戦略論でいう「敵の敵は友」とばかり東条内閣が主催した大東亜会議に出席すべく、1943年に東京に来ている。日本軍のインパール作戦の敗退の後、当時日本の植民地であった台湾の松山空港での事故で没している。

法律家として何が大切と思うかと問うと、「我々がもつ最高裁判例集(Supreme Court Cases)は頭文字をとってSCCと呼ばれる。これと同じで、S(Sincerely)誠実であ



れ、C(Caring)注意深くあれ、C(Commitment)真剣に立ち向かえ、である」と話してくれた。

インド独立は1947年だが、基本法はその前に制定されていて、1860年の刑法典、民事訴訟法典は1908年、不動産譲渡法は1882年、刑事訴訟法典は1898年、それぞれ制定されていると流暢に語った。英国式司法の独立と法の支配を継受したインド。宗主国英国は第二次大戦で戦勝国にとどまりつつも植民地インドの独立を認めた。その後のインドはパキスタンとの分離、長い間政治的には非同盟中立主義を維持するも、経済的にはソ連邦のルーブル経済と密接な関係となる。

しかし1989年のソ連崩壊後、ルーブル経済圏の破綻と共に、西側経済圏に参加して自由化に舵を切ったのが1991年のことであった。ソ連共産主義グループの周りに位置していた中国とインドは、今や新興経済大国への道を走りつつある。そのインドと中国は国境を接するライバルとして微妙な関係にある、などと想起しながら、透きとおるようなニューデリーの青い空の下、建物を後にした。

## 海外進出プラクティス・グループ

本ニュースレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニュースレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

### 小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町 2-7 五番町片岡ビル 4 階

TEL :03-3222-1401 FAX :03-3222-1405

MAIL :[newsletter@kojimalaw.jp](mailto:newsletter@kojimalaw.jp)

URL :[www.kojimalaw.jp](http://www.kojimalaw.jp)